

重要事項説明書

1. 開設者

開設者の名称	医療法人豊田会
開設者の所在地	刈谷市住吉町5丁目15番地
代表者名	理事長 豊田 鐵郎
電話番号	0566-21-2450

2. 事業所

事業所の名称	刈谷居宅介護支援事業所
事業所の所在地	刈谷市野田新町1丁目101番地
管理者の氏名	上田 麻由弥
電話番号	0566-25-2912
FAX番号	0566-25-8288
介護保険事業所番号	2372900098
指定年月日	平成11年12月28日

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>①事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。</p> <p>②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。</p> <p>③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。</p> <p>④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。</p> <p>⑤事業の実施に当たっては、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修等の措置を講じる。</p>

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の種類	員数	職務内容
管理者	1	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
介護支援専門員 (主任介護支援専門員)	4以上 (2以上)	居宅介護支援の提供に当たる

5. 営業日

営業日	月曜日から金曜日。 (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	8時30分から17時
緊急連絡先	0566-25-2912 *電話により24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

6. 事業の実施地域

事業の実施地区は刈谷市とします。

7. 居宅介護支援サービスの提供方法等

- ①利用者の相談を受ける場所は、当事業所内又は利用者の居宅等とします。
- ②使用する課題分析票の種類は、原則として居宅サービス計画ガイドライン方式とします。ただし、

必要がある場合にはこの限りではありません

③居宅サービス計画作成にあたり、利用者及び家族の意向並びに解決すべき課題に基づき原案を作成します。

④サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報や意見を担当者に求めることとします。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。開催場所は、当事業所内、サービス事業所内又は利用者の居宅等とします。

⑤介護支援専門員の居宅訪問は、最低1ヶ月に1回行います。

また、人材の有効活用及び、サービス事業所等の連携促進の観点より、利用者、主治医、その他関係者の合意を得た上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、オンラインでのモニタリングを行なう場合があります。この場合は少なくとも2ヶ月に1回は居宅訪問を行います。

⑥モニタリングの結果記録を、1ヶ月に1回行います。

⑦利用料は、基本的には利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。また、実施地区以外で行う、居宅介護支援サービスに要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、一律300円（税別）を徴収します。

8. 個人情報の取り扱い

利用者及び家族の情報については、個人情報同意書に記載するところにより必要最低限の範囲内で活用することとし、同意を得ない限り用いません。

①事業者は、当事業所の従業者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう指導します。

②事業者は、当事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らさないようにするため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を他に漏らさないようにするべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

9. 苦情申立の制度

①相談又は苦情に対し常時職員が対応できる体制を確保し、速やかに居宅へ出向き情報を収集することに努めます。

②相談又は苦情に対して、管理者 上田麻由弥 を苦情処理担当者として設置します。

事業所の窓口	刈谷居宅介護支援事業所 [電話] 0566-25-2912 [FAX] 0566-25-8288
市町村の窓口	刈谷市長寿課 [電話] 0566-62-1013 [FAX] 0566-24-2466
介護サービス 苦情相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 [電話] 052-971-4165 [FAX] 052-962-8870

10. 事故発生時の対応

事故が発生したとき、また居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合には速やかに刈谷市、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

①従事者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止に努めます。

②事業所は、指針を策定、必要な体制を整備、従事者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

12. 身体拘束等の適正化の推進

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行いません。
身体拘束等を行う場合は、利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。

1 3 . 事業継続計画

事業の実施にあたっては、感染や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画を策定、必要な措置を講じます。

1 4 . 感染症の予防まん延防止のための措置

①従事者は感染症の予防及びまん延防止に努めます。

②事業所は感染症が発生し、まん延しないよう措置を講じ、指針を策定、必要な体制を整備研修会等実施し、感染対策の資質向上に努めます。

1 5 . ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりに取り組みます。

また、適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者及び家族から従事者に対して行う身体的、精神的暴力等については、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

1 6 . 第三者評価の実施状況

事業運営の具体的な問題点を把握してサービスの質の向上のため第三者評価を受審しています。

実施年月日：2022年12月1日

評価機関名称：一般社団法人 福祉評価推進事業団

評価結果開示状況：開示している

私は、この書面に基づいて刈谷居宅介護支援事業所の従業者（職名 介護支援専門員 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代理者 住所 _____

氏名 _____

（利用者との関係： _____）